

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		貸出し登録の申請等
根拠法令及び条項		新座市立図書館規則第2条第1項 条例第10条の規定による登録を受けようとするものは、条例第9条各号のいずれかに該当するものであることを証明する書類を提示し、新座市教育委員会に申請しなければならない。
所管部課係名		教育総務部中央図書館奉仕係
審査基準	審 関係条項	第2条第2項 前項の規定による申請があった場合において、条例第10条の規定による登録を認めるときは、個人又は団体の区分により、貸出券を交付するものとする。
	基 準 (未設定の場合はその理由)	貸出券の交付対象者は、次のとおりとする。 (1) 市内に居住又は通勤若しくは通学する者 (2) 朝霞市、志木市、和光市に居住する者 (3) 朝霞市の利用者カード、志木市の利用者カード、和光市の図書利用券の交付を受けた者 (4) 隣接区市町（三芳町、所沢市、練馬区、西東京市、清瀬市又は東久留米市）に居住する者 (5) 読書活動推進ボランティアとして活動している団体等に所属する者 ア 新座市立図書館ボランティアに委嘱された者 イ 新座市子どもの読書応援サポーターに委嘱された者 ウ その他、館長が市内で読書活動を推進していると認めた者 (6) 本市に長期間滞在する者であって、市内の滞在地及び実際の居住地を証明する書類を提示することができる者 (7) 調査研究のため館長が特に利用を許可した者 ただし、電子図書館サービスを利用できる者は、上記に基づき貸出券の交付を受けた者のうち(1)のみとする。
	参 考 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 朝霞地区四市公立図書館相互利用事業実施要綱第3条（平成23年4月1日施行） ・ 館長が特に必要と認める場合の貸出券の交付について（平成31年4月1日施行） ・ 新座市電子図書館サービス運用基準第2条（令和3年8月1日施行）
	準 設定等年月日	平成11年7月1日設定（令和4年4月1日最終変更）

標準 間処 理期	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 即日 ただし、電子図書館サービスの利用申請を電子申請により行う場合は、3開館日内
	設定等年月日	平成11年7月1日設定(令和3年8月1日最終変更)